

流の程度はいろいろあり、手紙や写真のみの場合や定期的に実親と会うなどもある。中には養親から写真や様子を知らせたりしても実親から連絡がない場合もあるという。ルーツ探しでは国際養子縁組の中でも、韓国は子どものルーツを知る良いシステムがある。中国では情報がない場合、住んでいた場所を見て自分のいた孤児院に行き保育してくれた人を見てくることもある。生まれ育った場所、生みの親は育てることができないからきちんと育ててくれる人に託したというようにポジティブな面を見つけるようにする。ネガティブな面からの解釈では子どもにとって悪影響がある。

⑥ 必要経費について

ホームスタディに 5,000 ドル、各プログラム 国内養子縁組は 18,000 ドル、国際養子縁組は 80,000 から 120,000 ドル(旅費などは別)かかる。生みの親は費用がかからない。養子縁組機関では、養子縁組の数が減少しているため財政的には困難があるということであった。現在の目標としては、1年に75組の養子縁組成立、100組のホームスタディがあることが望ましいということである。

2) 「サンライズ」の資料分析—養子縁組の手続きのプロセス

相談を受けた際に、実親と養親に渡すパッケージ資料が用意されていた。

① 実親の選択のための情報の資料 (資料 1)

養子縁組をする上での実務的な費用、養親との交流方法やカウンセリング、自助グループなどの精神的支援があることなど実親が子どもの最善の利益を踏まえた上で最適な選択ができるように詳細な情報が提供されている。

② 実親が養子縁組を選んだ場合の進める手順について (資料 2)

実親が養子縁組を選んだ場合、ソーシャルワーカーと養子縁組をすることについて思いなどを話し合うことから始まり、子どもに望ましい養親を自ら選び、出産の調整や出産後は子どもを養子に出すかどうか再度考える時間をもてるように配慮されている。養親と実親との交流レベルを決めた上で養子縁組後の生活が行われることを説明している。

③ 実親の社会的及び医学的経歴 (資料 3)

子どもに実親と実親の家族(父母やきょうだいも含む)の情報をできる限り多く記録しておくことは、2つの理由があった。1つは、子どもの家族背景を理解し、自分はどこからきたのかという感覚を発達させることができるようになるために大変重要なことが

あげられる。2 つ目は子どもの医学的ニーズをケアするためである。健康上の問題があった場合、早期に症状や治療を行ううえで必要である。実親と家族の医学的な情報があることで養育者や医療者に可能な限り最善の治療を施すことが出来るために重要となる。個人が特定される情報は取り除いてこの記録は子どももしくは養育者に提供されるようになっている。

④ 産科病院での宿泊計画 (資料 4)

出産に際しての必要事項と実母の希望を書ける冊子が用意されており、緊急の連絡先など基本的なこと以外にも子どもの父親に望むこと、養親に望むこと、赤ちゃんの養育で望むこと、赤ちゃんの名前は誰がつけるかなど実母の希望に沿った出産が迎えられるよう配慮されている。

⑤ 「サンライズ」が提供する養親の為のパッケージ

「サンライズ」は、養子縁組前に養親となるための準備とホームスタディの完了に向けてサービスを行う機関である。教育プログラムはオンラインで受けることも可能であり、ホームスタディは 4 ヶ月くらいかかること、養子縁組待機中の過ごし方のサポートや、養子縁組後の困難な時期のサポートを行うことが書かれている。経済的支援として、養子縁組後、実子がいる場合と同じ子育て支援手当が受けられること、CPP disability pension といって将来実親が障がい者になったり、死亡した場合、子どもは 18 歳になるまで年金を受け取れる資格があること、先住民の子どもを受託した養親の場合、Aboriginal Benefits という給付を受け取ることができるというお知らせも入れ社会的サービスを受け取れるようにしていた。子どもを迎えてからのステップとして子どものかかりつけの医者を見つけること、実親と約束したレベルでの開放的な関係をもつ予定を立てること、地域のサポートネットワークを探すこと、BC 州の養親家族協会に加入して情報や支援を受けることにより日常生活の中での問題や課題に対処できるよう社会資源も示されている。養子縁組後は毎年 9 月に行われるピクニック、実母の日のピクニック(母の日の前)も行われ、国際養子縁組の場合、同じ国から養子を迎えた家族が集まる機会も設けられている。養子縁組後にうつに陥った時の相談先の情報も掲載され安心して子どもとの生活が行えるように情報提供がなされている。

第 3 節 BC 州子ども家庭省の訪問調査

1 BC州子ども家庭省への訪問調査

公的な養子縁組は、養子縁組専門ソーシャルワーカーとガーディアンシップソーシャルワーカー、チャイルド・スペシフィック・リクルーター（以下 CSR とする）の3者のチームワークで成り立っている。養子縁組ソーシャルワーカーは親を担当し、ガーディアンシップ・ソーシャルワーカーは子どもを担当し、CSRは養子縁組そのものの全体をまとめる役割がある。本調査では、子ども家庭省のCSR、養子縁組専門ソーシャルワーカー、子ども家庭省から養子縁組をした養親にインタビュー調査を実施した。

(1) CSR へのインタビュー調査

CSRを長年務めてから現在 Tompson Rivers University で実習担当講師をしている Tanya Pawliuk に 2015年3月2日 13:30~15:30、8月17日 10:00~12:00 の2回にわたってインタビューを行った。

[インタビュー結果]

①カナダ・BC州の養子縁組について

カナダでは、8000から9000人の子どもたちが、現在、社会的養護を受けている。子どもの52%は先住民族の子どもである。先住民は寄宿舎に入れられて家族から引き離され、ポジティブな家族の役割モデルや文化を学習できずに成長し、養子縁組によって1400人以上の子どもが過去5年間で永続的な家庭を得ている。実親家庭でコーピングスキルを学ぶことができなかったことで、養子縁組する子どもの数が多くなった。

BC州では、年間平均290人の社会的養護を必要とする子どもが養子縁組をしている。養子縁組の定義としては、「子どもに安全と永続の感覚を提供する」「親としての責任遂行を法的に委譲する」「生みの親と養親の2つの家族によって子どもはつながっている」ということを踏まえて子どものために新しいネットワークを作ることである。養子縁組は独占することではなく、親権を分けることでもなく、秘密にすることでもない。

養子と養子縁組家族にとってスティグマはカナダではもはやほぼなくなっている。スティグマをなくした方法は、教育、政府の支援と構造、芸能人など有名人の養子縁組、文化の価値の変化、家族のあり方についての開かれたディスカッション（子どもを持つ方法には出産、不妊治療、養子という方法についての）などがあげられる。有名人にはマドンナ、アンジェリーナジョリー、サンドラブロック、ヒュージャックマン等がいる。

②公的機関「子ども家庭省」からの養子縁組

公的機関から養子縁組をする子どもには、年齢が高い（5歳以上）場合、きょうだいがいる場合やドラッグやアルコール依存の影響を受けているか、行動上の問題行動があるか、障がいがある子どもが多い。また、数多くの里親家庭に措置変更されたため、新しい家族との愛着を結ぶことが難しい子ども、問題行動への対応が困難な子ども、児童虐待やネグレクトにより学習能力の遅れや正常な成長が遅れている子どもなど、それらの事情が重複しているケースが、子ども家庭省による養子縁組の対象児童となる傾向がある。

③養親の条件

養親の条件は、19歳以上のBC州の居住者であること、養子縁組教育プログラム（必修の種々のペアレンティング、養子縁組、スペシャルニーズの子どもたちのトピックに関する6から8つのワークショップ）を修了していること、ホームスタディの修了（通常ソーシャルワーカーの6から8回の訪問を含む）、医療レポートの費用（100ドル以下）が支払われていることである。

④CSRがリクルートする方法

一般的な養子縁組リクルートメントの方法には、「メディア—大衆の視聴者」「広告」「キャンペーンによる意識付け」「信頼性のある可能な資源（ウェブサイト、不特定多数の人たちへの呼びかけ等）」「養子縁組情報のセッション」があげられる。また、ターゲットを絞って、「特別なグループやコミュニティ（文化的コミュニティ、祈りの場）」「養子縁組に興味のあると思われる養親」「商業的なショー」「養子縁組に特化した人口統計学的な出版」なども行われている。

⑤CSRの業務

CSRのトレーナー資格は大学の修士号、博士号取得者や、関係者や養親、ソーシャルワーカーの資格を保持していることである。20年前、養親など当事者はこの仕事につけなかったが、現在は当事者も仕事につくことができる。

CSRの業務として「特別な子どもやきょうだいグループのためのプラン作成」「養子縁組資源の情報交換」「養子縁組ネットワークの情報交換」「BC州養子と里親協会（AFABC）の私の親になってイベント」の参加、「養子縁組パンフレット」作成等がある。大きな役割として、ホームスタディの指導である。

⑥ホームスタディの内容

CSR は、1 週間に 5 時間ホームスタディ業務に従事する。1 回のコースは 13 週間で、平均 16 人くらいの受講生を担当する。カムループス市には 4 人のファシリテーターがいて契約で時給は 30-45 ドル支払われる。NPO のソーシャルワーカーは 18 ドル、政府で勤務するソーシャルワーカーは 24-25 ドルで、新任で年収 52-55000 ドルになる。

研修のプログラムは、1)Introduction—getting know 2)Attachment, 3)Separation and Loss 4)Identity 5)Trauma 6)Child and youth mental health 7)Prenatal exposure 8)Transracial and cross cultural では、先住民の子どもの場合は、少なくとも一方の養親希望者が先住民でなければならない。文化の継承の考えがある。養子縁組を認めない種族もいる。足りない場合は、里親委託になることもある。先住民専門機関の窓口がある。9)Openness in Adoption は、i.ビデオプレゼンテーション ii.ディスカッション、ライブ、電話、iii.映画の視聴や、ジャーナルを読んで質問に回答するものもある。これらの宿題（10 日間で締め切り期限）を済ませてテストを受けたり確認が済むと CSR が評価をしてチェックをする。途中でやめる人もいるが、やめる場合は受講費を払わなければならない。10)Regal issues in Adoption 11)Predictable Ajustment では、ためしの行動などが起こることはポジティブなサインであることも学ぶ。12)Summary のまとめで修了し、これらの課程は夫婦別々に行なわれる。

里親家庭から養子縁組に移行する場合、年齢の高い 10 代の子どもの養子縁組もある。養親によっては大きな子どもとの家族がほしいという場合もある。

課題を仕上げるとトレーナーがチェックする。1 つの課題は 10 日が締め切りで、夫婦別々に行う。

養親に対して家族の成熟度、医学的判断や特別な必要性など家族のバランス、限界、できうること、ストレス、理想などを総合して評価する。養親希望者自身の愛着の経験も重要である。不妊による喪失と悲しみについてどれくらい乗り越えているか、共感する力などチェックリストに記載していく。養親希望者の研修では養親になることの恥などスティグマに対する考え方を考えるようにしている。うまくいかない場合は、養親のメンタルヘルスの問題があることが多いという。

(2) 養子縁組専門ソーシャルワーカーへのインタビュー調査

BC州カムループス市にある子ども家庭省のオフィスを2015年3月9日（2時間半）と8月18日（2時間）に訪問しインタビュー調査を行った。養子縁組専門ソーシャルワーカーのCindyが対応した。

①BC州子ども家庭省の養子縁組システムについて

公的機関による養子縁組は、養子縁組専門ソーシャルワーカーとガーディアンシップ・ソーシャルワーカー、CSRの3者で成り立っている。養子縁組専門ソーシャルワーカーは親を担当し、ガーディアンシップ・ソーシャルワーカーは子どもを担当、CSRは養子縁組そのものの全体をまとめる役割をしている。

子ども家庭省は、1. 児童保護（Child protection）チーム（子どもの最前線で働くソーシャルワーカー）、2. リゾースチーム、3. 養子縁組チーム、4. ガーディアンシップ・チームの4つのチームから成り立っている。子ども家庭省に採用される、はじめは児童保護チームに配属される。

ガーディアンシップ・ソーシャルワーカーは子どもを担当し、里親のもとにいるときは親の役割を担う。家族の元に戻れない子どもたちはパーマネンシープランにより養子縁組が計画される。里親宅で19歳までいる場合は、それまでに財政的、また教育、他の資源、助けてくれる所、アダルトシステムにつなげ自立できるようサポートする。1人20数人の子どもを担当している。子どもも養親もBC州全土から探すため、その間を取り持つCSRはそれぞれの子どもや親がいる場所を移動することがある。

BC州では子どもが遺棄されることはほとんどない。数年に1度あるかないかという程度。子ども家庭省に相談にくるか、バンクーバーやトロントなどの大都市には「angel cradle」という日本のこのとりのゆりかごのような機関もある。

②養子縁組専門ソーシャルワーカーの役割

政府の機関である子ども家庭省にはBC州では50人の養子縁組専門ソーシャルワーカーがいる。子ども家庭省では、母体がアルコールやドラッグにおかされた特別なニーズのある子どもや養子縁組待機児童の高年齢の子どもなどが対象である。養親希望者のトレーニング、養子縁組計画、特にスペシャルニーズのある子どもの養子縁組を行う。

Cindyは70ケース位受け持っている。19歳まで養子縁組サービスがあり、養子縁組後も19歳になるまで契約が続く。その後はPost Adoption Serviceに移行する。そこで

は情報の開示（Openness agreement）などが行われる。

養子縁組計画を立てる前に可能な限り家庭で実親のもとで暮らせるように検討する。基本的に保護して引き離すという考え方ではなく、最初の愛着関係を作った人（実親等）に養育されるようなサポートの仕方を検討していく。里親委託は養子縁組が決まるまで生活する場所であり、実親と離れた場合も交流をしながら生活していくことがある。どうしても養育が困難な場合には、里親家庭に預けたり、訪問してそこで養育の仕方を学ばせる。具体的に以下のプログラムへの参加を促すこともある。

1) 高校での 10 代の親プログラム：10 代の親には午前中は高校で勉強して午後は子育てを学ぶ高校のプログラムがある。自己肯定感を高め子育てや生活する際の状況選択の仕方を学ぶ。2) トンプソンリバーズ大学 Coope Maker プログラム：子どもを出産した学生に対し、料理、ヨガ、ストレス管理、自分自身について考えるようなことなども含まれている 6 ヶ月間のプログラムである。

虐待がある場合は、第 1 の選択肢は一時的に祖父母や親戚、友達や近隣者に頼む。安全でない場合、実親はペアレンティングクラスに通い、怒りのマネージメント、家族関係、メンタルヘルス、カウンセリングなどを受ける。若い親や薬物や飲酒のアディクションなどがある場合、家族として生活できるように支援する。それでも無理な場合は裁判所が慎重に判断して養子縁組をする。法律上の親がいないか不明又は親権剥奪の場合の養子縁組の同意は裁判所によって審議されるため、養子縁組には時間がかかる。

養親志願者の親になるための適性と能力の認定は、養子縁組専門ソーシャルワーカーと CSR が基本的に確認する。子どものために適切な養親候補者を見いだせないとき、養子縁組専門ソーシャルワーカーが子どもの情報を作成し、ホームページに掲載し養親希望者を広く募っている。以下の事例は、子ども家庭省のホームページに掲載されていた中の 1 事例である。

BC 養子縁組告示（トミーの事例）

誕生日：2003 年 2 月 人種的背景：白人

トミーの紹介！トミーは周りを明るくするような笑顔をもつ社交的なかわいい男の子である。トミーは泳ぎが大好きで活動にもよく参加して楽しんでいる。彼は人を助けることを喜んで行う。恐竜に興味があり、ベイブレードやジグゾーパズルで遊ぶことが好

きである。ホッケーを見るのも好きで、寝る前に音楽を聞くのも好きである。

トミーの担当ソーシャルワーカーは、活動的で愛情を注いで求めに応じてくれる家庭であればトミーはよく適応するだろうと確信している。トミーは他の子どもと一緒にだとより成長すると思われる。彼は同じくらいの子どものと一緒にいることが好きであるが、時には強い男性モデルになるような人との関わりを持つようにすることで彼の人生にとって男性モデルを獲得することへのサポートになる。トミーには個別に関わりをもってくれる特別な大人がいることが良いことである。

母体にいた頃の実態は明らかにされており、彼は元の家族からネグレクトされた経験を持っている。長期間生みの親とは会っておらず、家族から見放されていると感じている。トミーは里母から実親についてある程度の情報は聞いている。2009年から一緒に暮らし特別な関係性ができている里母から聞いているのは良いことである。あなたはトミーのようなかわいい少年を探していませんか？

公的養子縁組はリスクの高い子どもたちを扱うため、養子縁組成立後（post adoption assistance）の財政的な支援がある。12歳以下の子どもには毎月700ドル、12歳以上の場合には800ドルが支給される。それに対するタックスはない。

③開放的養子縁組について

実親が交流することに問題がある場合、家族の中で健康的な人、祖父母やおじおばなどとコンタクトがとれるようにする。養親には健康な親族がいることを伝えておく。交流はいろいろなレベルがある。手紙や写真、e-mail、誕生日に電話をしたりする場合もある。

養親の責任は子どもに安全を保障することである。ホームスタディでも開放的養子縁組のことを学ぶが、そこで修了しても、養子縁組の手順を経る時に開放的養子縁組の同意がとれない時は養親になることが認められない。養子縁組が成立してから家族に何か問題があった場合は、いろいろなプログラムなどの資源を紹介して教育とサポートを受ける。

④養子縁組記録の保管と開示

19歳以降の情報は政府が保管して求められたときにコピーを渡す。19歳以降、子ど

も家庭省に開示の申し込みをして記録のコピーをもらう。もうひとつは統計局で出生証明書 (Birth certificate) を入手することができる。

養子縁組に子どもを出すことを決めた場合、実親の医学的な履歴や個人的な嗜好や外見などの情報を書き記しておく。金髪で・・・、料理が好きとか実親の好きなもの、ADHD やメンタルヘルスのことなどすべて養親に渡す。子どもが大きくなったときに養子になったことを恥じたり、他者に嫉妬を感じたりしないよう情報が利益になるように伝える。生みの父のことがわからないことが多いが、妊娠したときはどうだったかなど養親のもとに来るまでの記録をコピーして情報をすべて渡す。

養子縁組のファイルは 19 歳まで子ども家庭省の保管庫に保管される。その後は定められた保管場所で永年保存される。開示を求めてきて情報を伝えるときは、ソーシャルワーカーも共感する気持ちをもって親切にポジティブな言葉で真実を理解できるように伝えることが大事であるという。国際養子縁組の記録は、19 歳以降は保管する統計局の機関に問い合わせをすることで記録のコピーをもらうことができる。

⑤養子縁組不調の場合

養子縁組不調の場合、治療的グループホームに入所する。問題を抱えた子ども（他者や自己を傷つけたり、重い愛着障害、衝動のコントロールがきかない等）3 から 4 人が専門家や里親のもとで生活する。養親と関係が切れるのではなく入所中も交流は保っている。子どもが成長することで家族のもとに戻れるかもしれないし、関係を切ることによるデメリットを重視している。養親のもとでうまくいかず治療的グループホームで生活する場合も、政府と養親が契約を結び親権をシェアする。不調ケースは年長になるほど多くなる。スタッフはソーシャルワーカー、Human service、教師、里親、ガーディアンシップ・ソーシャルワーカーや医師等である。

養親が助けを求めることができず、ソーシャルワーカーが気づいたときにはすでに遅すぎて修復できなかったケースがある。そのケースのホームスタディの資料をみると、オープンに問題を書いていなかった。もし、何らかの問題があった場合は、一旦中断してカウンセリングをしてトラウマや未解決な問題に対して向き合い乗り越えられるよう支援をする。それから戻ってもらう。ホームスタディの中で問題に気づいて、6 回のインタビューと電話で話し合ったりすることは非常に有効なことである。

(3) 養親へのインタビュー調査

2015年8月17日に養親の Dana に2時間のインタビューを行った。

家族は、夫と妻の Dana と実子3人と養子2人の7人家族である。理由はわからないが、実子を持つ前から養子をもちたいと夫が言っていた。子どもの年齢は、長男15歳、次男12歳、長女8歳、養子次女8歳（長女より3ヶ月下）、養子3女エマ6歳である。養子縁組が成立して次女は5年、3女は3年がたつ。養子縁組をした時に名前を変えた。同席した元 CSR の Tanya は、名前は家族の歴史や親の好みや文化的重要性を表しているということから養子になった子どもは苗字にハイフンで2つの名前をつけることもある。実親の名前も子どもにとって大事な一部であるという考え方からである。しかし養子にした2人の場合は実父から虐待を受けており、実父は服役中である。実母は精神疾患で子どもを放置していたため、子どもたちは里親のもとで育った。父親の違うもうひとりのきょうだいはまだ里親のもとにいる。母親は知的障害をもっている。子ども家庭省からはじめは健康な子どもといわれていて普通の親業をすればよいかと考えていた。実母は妊娠中にアルコールは飲んでいないといていたが正直に申告していなかったらしい。養親になるためのトレーニングを受けていたので準備はしており、子どもの様子が健康な状態でないことを気がついた。しかし元いた里親家庭ではたくさんの子どもと一緒に育てているグループホームのような家庭だったからそうなったのではないかと考えていた。しかし精神保健福祉のソーシャルワーカーがきてテストを受けて養子の次女は自閉症、記憶障がい、同じく養子の3女は愛着障がいがあることがわかった。委託後3ヶ月は大変だったが、養子縁組専門ソーシャルワーカーの Cindy がサポートしてくれた。養子縁組後の経済的なサポートは夫の収入が高いためもらっていない。その他のサポートとしては、①教会の仲間の人たち：子どもが家庭に着てから2-3週間食事を作って持ってきてくれた。出産した人にも同様に行っている。②アルコールシンドロームに関するプログラムを養母が受講（無料）した。③スペシャルアドボケーション（支援者）学校では発達障がいや何らかの障がいの診断を受けている場合は、補助の先生が1人つくというサービスを受けている。

第3章 考察

本研究では、BC 州の認定養子縁組機関の訪問調査からわが国とカナダ BC 州の違いを念頭に置きつつ、わが国への養子縁組相談支援のあり方への示唆について述べたい。

1. 実親への尊重とベストな選択のための相談支援

BC 州の望まない妊娠をして子どもの養育や経済的な問題で悩んでいる実親に対して自分で育てる場合の可能な限りの情報提供をする。地域の子育て支援を担っているファミリー・リソースセンター等の社会資源の情報提供やカウンセリング等手厚い支援が行われている。また、養子の名前にハイフオンを付けて実親の名字も付ける場合もあることから実親との関係性を大事にしていることがわかる。その上で子どもの最善の利益のため実親のベストな選択に向けてのアセスメントと実親の意思の尊重が相談支援の土台となっている。カナダ国家の最大の柱となっている理念「人権の尊重」(福川, 2003)が反映していると思われる。そのために子どもが生まれた後、24 時間養子に出すかどうか考える時間をともに過ごすことから始まり子どもが生まれて 30 日後まで養子縁組の撤回はできるというように実親による養育の可能性を尊重している。BC 州では長年にわたり、子どもが実親家庭に留まるために必要な援助を家庭に対して行うためのシステム(大谷, 2001)をさまざまな側面から構築してきている。そのため可能な限りの情報提供や環境, 社会資源等を紹介して, 実親が養育できる可能性を探った上での選択となる。わが国でも厚生労働省の「養子縁組あっせん事業の指導について」^⑧の中で公的な支援を受けながら自ら養育することのできる可能性を考慮するようと書かれているが, その前段階での実親の人権の尊重と子どもにとって最善の利益となるような実母の選択に向けての相談支援のあり方の検討が必要になるのではないかと考える。

2 実親を含めた開放的養子縁組家族への相談支援

児童の出自に対してオープンな関係性の中で成長することが子どもにとって最善の利益になるという信念から, 実親が子どものためにベストの養親を選び, 実親が望み養親も同意する交流のレベルをもちながら長期的に子どもの成育を見守っていけるような養親家族の姿があった。養育の際に実親と何らかの交流をもつことは, 子どもの遺伝的要素や背景など知ることが出来, 養親も安心して子育てができるというメリットもあるという。養子縁組後も実親と養親家族の何らかの交流をもつようにしている。もし実親と

の交流が難しい場合でも親族と養親が交流できるよう血縁との関係性を切らないようにしている。また、子どもの成長にともない交流が減ったり、実際には交流がなくなる場合もあるため、2年に1度実親に養子縁組機関に来てもらって子どもとのつながりを切らないようにしている。養子縁組機関が、実親と一緒に会える機会を準備調整するという役割を担うことで養親も安心して円滑な実親との交流を持ちつつ家庭生活を営んでいると推察された。わが国では開放的養子縁組は一部の専従職員がいる民間児童福祉機関で行われているが、養子縁組の前提としての開放的養子縁組を行うにはまだ職員や費用、社会の理解など課題を改善することが必要であると思われる。

3 ベストな選択に向け法律により規定された認定養子縁組機関事業

実践の中から生じた課題を改善するために改正を重ねた養子縁組法や養子縁組機関施行規則、養子縁組費用施行規則により養子縁組相談支援の具体的なガイドラインが示されている。それによって養子縁組機関は相談支援を行っているため、4ヶ所ある養子縁組機関による実親や養親の教育、養子縁組後のサービスのバラつきを防ぐことができ高い相談支援の質が保障されていることが明らかになった。養子縁組にかかる費用も養子縁組費用施行規則により規定されており、変更があった場合は子ども家庭省に届け出て承認を受けなければならない。わが国においては厚生労働省の調査(2012年度)で、特別養子縁組をあっせんする民間団体間で養父母から徴収する費用のばらつきが大きいことが明らかにされた。営利目的のあっせんは児童福祉法で禁じられ、養父母から受け取れる金を交通費や人件費などの実費に限っているが、金額など明確な規定はない。日本の国内養子縁組にかかる費用の平均と比較してもBC州ではより高い費用がかかる。その一方で、子どもが委託される場合は、子育て支援サービスでの手当や税控除などが手厚いこともわかった。子ども家庭省からの養子縁組の場合は、養育における困難性が高いため毎月一定の手当が支給される。一概に比較することは難しい部分があるが、わが国においても養子縁組相談支援の手順や内容、質、費用等に関して法的根拠をもった養子縁組機関事業のガイドラインの作成が欠かせないことが示唆された。

また、BC州では養子縁組法施行規則(2001年改正)により実親に関しての詳細な記録を残すように養子縁組機関は指導することが求められている。養子縁組が成立するとヴィクトリア州にある機関に一括して保管、管理されている。子どもが19歳になると、

子どもと実親が情報開示を求めることができるので問い合わせに応じている。年月により双方に会えない事情が発生する場合もあるため、両方の意向がマッチしない場合の規定も作られており、どちらかが拒否をした場合拒否した側がその理由を手紙に書いて渡すなどの配慮がされている。わが国でも愛知方式とも呼ばれる特別養子縁組の方法、いわゆる「赤ちゃん縁組」(矢満田・萬屋, 2015)が民間養子縁組機関でも広まり始めている。その際に養子の健康なアイデンティティの形成のためにも養親も実親の存在を肯定的にとらえられるような相談支援、将来的な再会の可能性も見据えた記録の取り方と永年保管すること、当事者が情報にアクセスしやすく長期間にわたって実親、養子、養親の人生をサポートする特定の機関での相談支援システムが整えられることが期待される。

4. さいごに

本研究では、健全な家庭を作るための子育て支援システムが発達している国カナダのBC州の認定養子縁組機関を訪問調査することにより、ベストな選択に向けての養子縁組の手続きのプロセスとアフターケアのあり方を明らかにするとともに、わが国の養子縁組相談支援への示唆される点を考察した。調査結果は、実親・子ども・養親に対する相談支援、養子縁組機関事業のあり方の視点から分析した。BC州の養子縁組に関連する法律は実践の中から発生した問題点を克服すべく改正を重ね改善してきたことが認定養子縁組機関で実践されていることが明らかになった。児童の最善の利益を見据えた各法律の条文は詳細かつ具体的に内容が規定され取り決めや禁止要件なども明確に示すことで認定養子縁組機関のサービスのバラつきを防ぎ高い相談支援の質が保障されていることが明らかになった。わが国でも養子縁組あっせんに関する法律や施行規則を定めた上で法的根拠に基づいたガイドラインの作成が急務と考える。赤ちゃん縁組が注目されている昨今、養子の健康なアイデンティティの形成のためにも、肯定的に理解できるような実親への記録の取り方と資料の永年保存が求められよう。また求める養子や実親が将来的に再会することも見据え、当事者が情報にアクセスできるよう特定の機関での養子縁組相談支援が整えられ、長期間にわたって実親、養子、養親の人生を支えるシステム作りの必要性が示唆された。

現在のカナダでは社会での養子縁組の認知度は高く、マイナスイメージのスティグマもなくなってきているという。しかしカナダも時間をかけて今に至っている。わが国で

も養子縁組を含めた家族のあり方を認める社会の成熟が前提として求められるのではないかと考える。

注

- (1) 厚生労働省(2011)「社会的養護の課題と将来像」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf(検索日 2015年9月25日)
- (2) 社会的養護児童数[Canadian Child Welfare Research Portal,Child Welfare across Canada,
www.cccw-cepb.ca/statistics](最終検索日 2015年9月11日)
- (3) 開放的養子縁組(Open Adoption)は、実親と養親との間に何らかのコミュニケーションがある養子縁組で、閉鎖的養子縁組(Closed Adoption)は、実親と養親との間にコミュニケーションが一切行われない養子縁組を意味する。
- (4) BC州養親家族協会による最新の養子縁組の統計(<https://bcadoption.com/statistics>
(最終検索日 2015年9月11日))
- (5)直接委託(Directed Placement)とは、実親が直接に親族や友人などから養親を選んで養子縁組をする方法である。
- (6) SAFE(Standard Analysis Family Evaluation)：過去には養親希望者のアセスメント評価はホームスタディを行う個々のワーカーによって評価がまちまちであった。2009年に養子縁組機関間のスタッフ委員会のディレクターによる会合でSAFEが支持され、里親希望者や養親希望者家族のソーシャルワーカーのツールとしての推薦された評価ツールである(資料：The General Child and Family Authority <http://www.generalauthority.ca/safe.php> 最終検索日 2015年9月7日)
- (7)サンライズ Adoptive Parents Profiles : <http://www.sunriseadoption.com/> (最終検索日 2015年9月26日)

引用文献

- ・福川須美(2003). 世界に学ぼう！子育て支援ーデンマーク・スウェーデン・フランス・ニュージーランド・カナダ・アメリカに見る子育て環境ー汐見稔幸編著,フレーベル館,143-173。
- ・林浩康(2015). 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究 平成26年度総括・分担報告書

- ・岩崎美枝子(2001). 児童福祉としての養子制度—家庭養護促進協会からみた斡旋問題の実情—養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題—養子と里親を考える会編湯沢雍彦監修日本加除出版, 57-79。
- ・クリシック, ジュディ(1997), *The World of Foster Care An International Sourcebook on Foster Family Care Systems* Ashgate Publishing Ltd. (マシュー・コルトンマーガレット・ウイリアムズ編庄司順一監訳(2008)。明石ライブラリー123 世界のフォスターケア 21 の国と地域における里親制度—, 明石書店, 79-97。)
- ・近藤久雄(2001). ブリティッシュ・コロンビア 1996 年州養子縁組法(1999 年修正)名経法学第 10 号, 名古屋経済大学, 13-62。
- ・近藤久雄(2003). ブリティッシュ・コロンビア州養子縁組法施行規則(2001 年修正)名経法学第 14 号, 名古屋経済大学, 11-41。
- ・Kroger, J. (2000). *Identity Development: Adolescence through Adulthood*. Sage Publication Inc. (榎本博明編訳(2005)。アイデンティティの発達—青年期から成人期—北大路書房)
- ・Meghan Mulcahy & Nico Trocme (2010). *Children and Youth in Out-of Home Care in Canada*. CECW Information Sheet #78E. Montreal, QC: McGill University, Centre for Research on Children and Families。
- ・森 和子(2015). ブリティッシュ・コロンビア州(カナダ)の養子縁組あっせんに関する研究 林浩康 研究代表『厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究 平成 26 年度総括・分担報告書』, 202-204。
- ・大谷まこと(2004)。ブリティッシュ・コロンビア州(カナダ)「養子縁組法」(The Adoption Act)の特色養子と里親を考える会編湯沢雍彦監修 養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題日本加除出版, 173-195。
- ・資生堂社会福祉事業財団(2005)。第 30 回(2004 年度)資生堂児童福祉海外福祉研修報告書
- ・矢満田篤二・萬屋育子(2015). 「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす—愛知方式が見つけない命, 光文社。

7. 養子縁組先の選択 —実親が養親候補者を選ぶ—

1. ホームページに30組以上の養親のプロフィールを掲載「ファミリーサービス」
 2. 養親候補のプロフィールには2頁にわたって写真や絵をたくさん入れ、自分たちの生活や趣味について実親にアピールする文章を書いている。
 3. その情報も含め、実親に2, 3人を選んで、第1から第3位の養親候補をあげてもらおう。
 4. 養親希望者が医学的背景などで拒否する場合、次の候補者に声をかける。
・養親も子どもの遺伝的なことや実親との交流から子どもの背景もわかるので安心して子育てができるという。
- 「実母(実父)に向けてのジャーナル」
子どものために書き残してほしいこと
「サンライズ」
- a. 「妊娠中に感じたこと」,
 - b. 「書き始めた日、病院にいった日、増えた体重」
 - c. 「あなたが生まれたときのストーリー」
 - d. 「あなたへの私の夢と願い」
 - e. 「あなたのお父さんについての手紙」
 - f. 「私が養子縁組を選んだ理由」
 - g. 「養親の方に知ってほしいこと」
 - h. 「養子縁組をした1週間後、1ヶ月後、1年後の気持ち」等

11

8. 実親の社会的及び医学的経歴

資料: 「ファミリーサービス」「サンライズ」

- a. 家族背景の個人的情報: 実親の名前, 生年月日, 出生地, 住所, 電話, 養子だったか否か, 実親の親について, 実親のきょうだいについて記入
- b. 社会的履歴: 人種的背景(先住民, 黒人, . . .), 使用する言語, 身体的特徴(身長, 髪の色, 体重, 目の色, 利き手, あざなど身体的特徴, 家系的に引き継いだ身体的特徴, 宗教)
- c. 実母の妊娠中の情報: 病院に初めて行った時, 通院した頻度, 親学級の受講, 妊娠中の血圧や出血があったか, 妊娠中の既往, 事故, 治療, 妊娠中の薬の使用, 頻度, 妊娠中の食事, 睡眠, 運動, 喫煙の有無, 頻度, アルコール, ドラッグの摂取頻度, 量
- d. 実親家族の健康履歴: アレルギー, 喘息, 皮膚のトラブル, 心臓, 高血圧, 視覚障がい, 聴覚障害, 精神疾患, アルコール依存症, リュウマチ, 癌, 肝臓疾患, 等
- e. パーソナリティ: 恥ずかしがり, 意思が強い, 外交的, 親しみやすい, 思慮深い, カツとしやすい, 創造的, 穏やか, 働きすぎ, あきやすい, 影響されやすい, 楽観的, 悲観的, 辛抱強い, 正直等
- f. 自分が変わりたいところ, g. 自分の好きな所, h. 他の人が好きな自分のこと, i. 興味のあること, j. 面白いこと, 好きな音楽, 楽器演奏や歌唱力なども含め, 好きなスポーツや好きな観戦, k 好きな芸術や創作, 好きな本の種類, 好きな映画テレビ, どのジャンルの番組が好きか, l 所属しているクラブやグループ, 得意な活動, それらの活動の能力は家族から引き継いだか, m. 子どもの頃の特別な思い出, n. 楽しみだったこと, ペットのことで, 好きな親戚は, 自分は何に似ているか, 好きな食べ物等

12

5-2 実親が養子縁組を選んだ場合の 15のステップ(2)

8. 子どもが生まれた後, 養子に出すかどうか考える時間をともに過ごす。
9. 養子に出す意思が変わらない場合, 養育と監護者の変更申請書に実親がサインして, 機関の管理者に提出する。養子縁組計画に従って, 子どもは養親候補者もしくは一時的な養育家庭へ委託される。
10. 実母は出産後10日を過ぎてから弁護士との立合いのもとで同意のサインをする。子どもの出生後30日以内であれば, その養子縁組の同意は撤回できる。
11. 実父は子どもが生まれた後いつでも同意のサインはできる。
12. 同意のサイン後子どもの後見人, 養親が最終的な養子縁組命令ができるまで養親が監護者となって養育する。6ヶ月以内にSWは3回養親家庭を訪問し安全で健康な家族であることを確認
13. 実親との開放的な交流レベルの取り決めで手紙や写真, 会う等さまざまなレベルの交流を養親と生んだ子どもと交流
14. 養子が19歳になったら出生証明書のコピーを請求できる。実親は養子縁組命令のコピーの請求ができる。交流拒否の申請をしていたら, その他の関係者も要求できない。交流拒否の申請をしても変更は可能である。
15. 養子縁組機関とSWとの関係は, 子どもが生まれて, 養子縁組に同意しても変わることはない。

9

6. 養子縁組の選択について

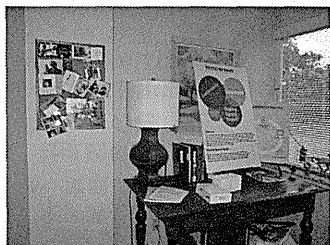
- 実親: 子どもが生まれて10日後まで養子に出す意思が変わらなければサイン
- 実親が正しい選択ができるよう24時間一緒に過ごす(4年前から)。
- 実親が最善の選択ができるようカウンセリングなどサポート提供
- 子どもを養子にだしても長期的に関わり続けている人も多い。1年に3回養親のために実親と交流する機会の開催(「サンライズ」)。

10

11. 養子縁組後の支援「サンライズ」



「サンライズ」の受付



- 2年に1回実親に「サンライズ」に来てもらっている。機関では毎年養親家族とピクニックに行き、生みの親も一緒に過ごす場合がある。去年の実績では27組中、4、5組は交流がない家族もいた。実父との交流は10-15%くらい。
- 様々な交流の程度があり、定期的に会う場合から写真や情報を渡す程度のものもある。
- 実父にも生みの母と同じカウンセリングを行う。子どもが生まれたときに実父にもコンタクトをとる場合がある。
- 養子縁組後に不調(adoption break down)になった場合は、一時的な子ども支援のグループなどが関係修復のために紹介されるが、修復が難しい場合は「サンライズ」では他の養親をさがすようにしているということであった。

15

9. 産科病院での宿泊計画「サンライズ」

- a 緊急の連絡先, b 病院医療者名, c ソーシャルワーカーについて, d 子どもの実父について, e 現在として項目ごとにチェック
- 子どもの父親に望むこと: 出産の立会い, 病院にいてほしい, 関わりをもってほしくない, その他 等
- 養親に望むこと: 出産に際してあっせん機関から連絡してほしい, 出産に際して自分で連絡したい, 生まれる前から病院にいてほしい, 立ち会ってほしい等
- 出産後: 赤ちゃんと同室に, 望んだら同室に連れてきてほしい, 他の部屋で養親に面倒をみてもらいたい, その他
- 赤ちゃんの養育で望むこと: すべての養育をしたい, 養親にすべての養育をしてもらいたい, 養親とともに養育したい, プライベートな部屋を望む, その他
- 名前について: 自分で名づけて出生登録もしたい, 養親が名づけて出生登録する, 養親と話し合って名前をつけたい, その他

13

12. 真実告知・ルーツ探しについて



待合室に置いてあるおもちゃ

- 親子の半分以上は開放的養子縁組
- 交流の程度はいろいろあり、手紙や写真のみの場合や定期的の実親と会う等
- ルーツ探しでは国際養子縁組の中でも韓国は子どものルーツを知る良いシステムがある。
- 中国では情報がない場合、住んでいた場所を見て自分のいた孤児院に行き保育してくれた人を見てくることもある。
- 生まれ育った場所を見て、生みの親は育てることができないからきちんと育ててくれる人に託したというようにポジティブな面を見つけるようにする。
- ネガティブな面からの解釈では子どもにとって悪影響がある。

16

10. 養親希望者への教育セミナーとホームスタディ



「ファミリーサービス」の入り口



- ①4日間の教育セミナー: 内容: i 養子縁組入門 ii 法律的側面 iii 愛着と養子 iv 医学的問題 v 開放的養子縁組 vi 養子縁組の種類(国内, 国際等) vii 別離と喪失 viii 妊娠期のアルコールとドラッグの影響 ix 親族による養子縁組 x 子どもの発達養子縁組に関するレポート提出に行う。(夫婦別)
- ②ホームスタディの評価と家庭調査作成
内容: (a) 実親, 将来の養親及び養子縁組された子に関する別離と喪失の問題,
(b) 養子縁組により親となることと生物学的な親となることの相違点等(含SW家庭訪問)
 - 実親を配慮した視点からのプログラム構成
 - 評価方法SAFE(Standard analysis Family Evaluation) アメリカで作成されたアセスメント使用

14

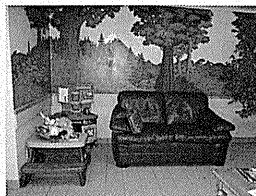
1. 調査の目的と方法

- 本研究では、BC州の認定養子縁組機関と子ども家庭省等の訪問調査により、養子縁組の手続きとアフターケアの相談支援のあり方を明らかにし、わが国の養子縁組相談支援への示唆を得ることを目的とする。
- 養子縁組の手続きや養子縁組後の支援について、実親・子どもに対する相談支援、養親に対する相談支援、養子縁組機関事業のあり方の視点から分析した。

3

養子と里親を考える会第123回定例研究会(2013/10/26)

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の 養子縁組機関の調査報告



文京学院大学
森 和子



1

2. カナダでの社会的養護を受けている 児童の実態

- カナダ連邦政府の児童福祉は国が統一した制度を示すのではなく、制度の基準を示すのみで、社会サービスなどのプログラムは州政府と市町村が所轄している。
2007年カナダの統計(10の州と2つの準州)
- カナダ全土社会的養護を受けている児童:67,161人
- ブリティッシュ・コロンビア州(以下BC州とする)人口が3番目に多い州
- 0歳から18歳までの児童数915,168人VS社会的養護を受けている児童が9,271人(全体の10.1%)(2007)
- カナダの社会的養護:里親養護と施設養護, サポートを受けての自立生活

4

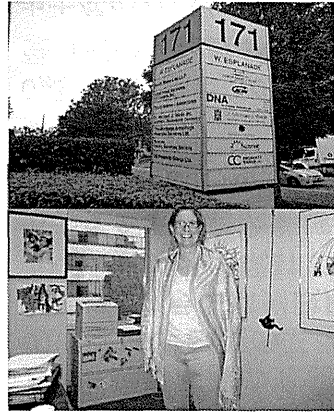
はじめに カナダの養子縁組と子育て支援

- カナダでは養子縁組の成否を決定する基準は、子どもの最善の利益であって、それ以外の基準は認められていない(大谷,2001)
- 健全な家庭を作るための子育て支援システムが発達している国の一つ
- 理念の背景:「24時間親でいることは大変なこと、親には援助が必要」という共通意識を持ち支え合っていくこと、そして親が自信を持てるよう(エンパワーするよう)サポートするのがカナダ流の子育て支援(福川, 2001)



2

4. (2)BC州認定養子縁組機関「サンライズ」の概要



マネージングディレクター
Delia Ramsbotham氏

機関のスタッフ:

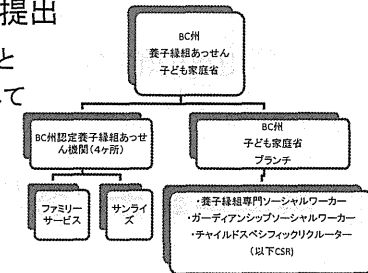
- ・ 4人のプログラムマネージャー:
ハイチ、アメリカ担当、アジア、アフリカ担当、実親カウンセリング担当、クライアントの支援担当
- ・ アドミニストリーアシスタント:
中国語など多言語対応
- ・ 40人のソーシャルワーカー:
ホームスタディの業務委託され、受講後のレポートも作成

7

3. BC州認定養子縁組機関の役割

- ・ 1996年にBC州養子縁組法⇒1997年にBC州認定養子縁組機関を7ヶ所設立⇒コスト増+養子縁組数減少⇒4ヶ所
- ・ 業務内容:国内養子縁組(主に新生児・乳幼児)と国際養子縁組 養親希望者へのサービス(ホームスタディを含む) カウンセリング, 実親へのサポート,
- ・ 子ども家庭省へ3ヶ月ごとにレポート提出
- ・ 民間養子縁組機関も公的機関の養子縁組と同様に規制。養子縁組機関事業の監督として 子ども家庭省及び大臣によって認可された 非営利の養子縁組機関が養子縁組を 取り扱う権限を与えられている

[第4条(a)号,(b)号](近藤, 2001)



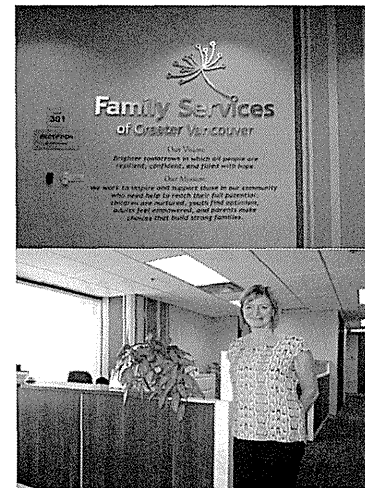
5

5-1 実親が養子縁組を選んだ場合の 15のステップ「サンライズ」

1. SWと養子縁組をすることについて思い等を話し合う
2. パッケージにある資料の記入
3. 養子縁組に際してどの程度のレベルの開示を望むか
4. 子どもに望ましい養親を選ぶ
5. 実母が選んだ養親にSWが連絡をする. SWは、実母にまだ考えを変える権利があることを伝える.
6. 養親の情報を実母と実父で共有する. 養親が実親が出した子どもについての要求を受け入れた場合、子どもが生まれる前か後に養親希望者と会うことができる. SWも立会いサポートをする.
7. SWは出産に際しての病院での過ごし方を話し合い調整する. 写真を撮るかどうか話し合う. 出生登録はしなければならない.

4. (1) BC州認定養子縁組機関

「ファミリーサービス」の概要



理事Shelley Brownell氏

- ・ 1928年に家族に対する支援機関として設立.
- ・ 地域での最前線で家族への支援を行ってきた. 現在英語以外の17の言語で相談対応サービス
- ・ 現在、ファミリーサービスでは養親希望120家族が養子を迎えるのを待っている.

6

15. 公的機関：BC州子ども家庭省でのインタビュー調査



BC州子ども家庭省の入り口



- ①本調査では、2015年3月と8月に子ども家庭省の養子縁組専門SW(Adoption Social Worker)と元CSR(Child Specific Recruiter)にインタビュー調査を行った。
- ②8月に子ども家庭省から養子縁組をした養親にインタビュー調査を実施した。

- 子ども家庭省4つのチーム
 1. Child protectionチーム
(子ども虐待最前線で働く担当sw)
 2. リゾースチーム(里親委託)
 3. 養子縁組チーム
 4. ガーディアンシップチーム

19

16. BC州子ども家庭省の養子縁組

- 基本的には社会的養護が必要な州内の子どもが対象
 - ⇒里親委託
 - ⇒実親の元に戻る事が不可能な子どもの養子縁組
(何らかの障がいがあるリスクの高い子ども、きょうだい、年齢的に高い子ども)
- 里親委託の目標は家庭復帰
裁判所が家庭復帰させることは子どもの最善の利益から考えると不利益であると判断した場合に養子縁組ケースとして登録
- 養子縁組の待機児童は虐待や母親による出産前のドラッグやアルコールによる問題を抱えている場合が多い。50%以上の子どもはきょうだいであり、一緒に委託するようにしている。

20

13. 必要経費について



「サンライズ」の入り口



たくさんの養子縁組家族写真

- ホームスタディに5,000ドル、国内養子縁組は18,000ドル、「サンライズ」
- 4日間教育セミナー300ドル、ホームスタディ(家庭訪問、アセスメント、レポートを含む)3,750ドル(カップル)
- 国際養子縁組は35,000から80,000ドル「ファミリーサービス」
- 生みの親は費用かからない。
- 養子縁組機関では、養子縁組の数が減少しているので財政的には困難
- 現在の目標としては、1年に75組の養子縁組成立、100組のホームスタディがあることが望ましい「ファミリーサービス」

17

14. 養子縁組後のサービス

- 養子縁組待機中の過ごし方のサポートや、養子縁組後の困難な時期のサポートを行う。
- 経済的支援:養子縁組後、実子がいる場合と同じ子育て支援手当
- CPP disability pension :将来実親が障がい者になったり死亡した場合、子どもは18歳になるまで年金を受け取れる資格がある
- 先住民の子どもを受託した養親Aboriginal Benefits 給付
- 子どもを迎えてからのステップ:①子どものかかりつけの医者を見つけること、②実親と約束したレベルでの開放的な関係をもつ予定を立てること、③地域のサポートネットワークを探ること、④BC州の養親家族協会に加入して情報や支援を受ける⑤養子縁組後は毎年9月に行われるピクニック、実母の日のピクニック(母の日の前)、国際養子縁組の場合、同じ国から養子を迎えた家族が集まる機会も設けられている。⑥養子縁組後にうつに陥った時の相談先の情報も掲載され安心して子どもとの生活が行えるように情報提供がなされている。

18